



家畜衛生だより

令和7年度第2号（鶏） 令和7年4月発行



南部家畜防疫協議会
(公社)千葉県畜産協会
千葉県南部家畜保健衛生所
〒296-0033 鴨川市八色52
電話 04(7092)2304
FAX 04(7092)1434

ゴールデンウィークも 衛生管理の確認・徹底をお願いします！

今シーズンの高病原性鳥インフルエンザは、昨年10月17日以降、国内で14県51事例が確認され、本県においても16事例が確認されました。4月以降も国内の野鳥における本病ウイルスの検出事例が散見しており、依然として警戒が必要です。

引き続き、家畜伝染病の病原体の侵入防止のため、防疫対策の徹底をお願いします。

●高病原性鳥インフルエンザに関する情報（発生状況等）はこちらから確認！
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>



伝染病の侵入・まん延を防ぐために！

- 農場・畜舎への部外者立入禁止
(農場入口に畜産関係者以外立入禁止看板を設置)
- 畜舎への不要物持ち込み禁止
- 畜舎専用の長靴・手袋着用
- 畜舎入場時の手指の消毒
- 畜舎に持ち込む物品の消毒
※有機物の存在を前提に、適切な濃度で消毒薬を使用しましょう。
※踏込消毒槽等は少なくとも1日1回交換しましょう！！
- 野生動物の侵入防止（防鳥ネット、壁、天井の点検・補修）
(防鳥ネットをまだ設置していない場合は早期に設置をお願いします)
- 毎日の健康観察、異状を発見した場合の早期通報
- 高病原性鳥インフルエンザ発生地域への渡航自粛
- 海外からの肉製品など畜産物の持ち込み禁止
※特に外国人技能実習生を受け入れている場合は注意！！



専用

令和7年度 定期報告書 未提出の方へ

定期報告書の提出をお願いします！

【報告対象】 鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちょう

【提出期限】 6月15日まで



令和7年度の当所新体制について、一部誤りがありましたので、訂正して再掲します。

所長：江森 格* 次長：木下 智秀

衛生指導課 課長：市沢 三香
副主幹：本橋 優哲
上席専門員：瀧口 由貴*
上席専門員：矢嶋 真二
技師：穴戸 陽祐

防疫課 課長：木下 智秀(兼務)
上席専門員：倉地 充*
上席専門員：関根 大介*
主任技師：高貫 秀幸
技師：松田 ふじの* 技師：吉浦 風輝

* 転入者

転出者：末政 奈津美、竹鼻 一也、田中 なほ子、細野 真司、佐藤 沙樹

千葉県南部家畜保健衛生所 TEL 04-7092-2304 FAX 04-7092-1434

※急性悪性家畜伝染病（高病原性鳥インフルエンザ等）の早期対応のため、疑わしい症状があれば速やかに連絡してください。
※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください。